

山梨県公報

号外第六十一号

平成二十年

十月十七日

金 曜 日

目 次

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則及び山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

山梨県規則第四十四号

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則（平成九年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則

第一条中「山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を「山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十五号

山梨県事務決裁規則及び山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則及び山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

（山梨県事務決裁規則の一部改正）

第一条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表医務課の項第三号2中「准看護師免許の取消し及び業務の停止命令」を「准看護師に対する戒告及び業務の停止命令並びに准看護師免許の取消し」に改め、同号中5を11とし、4を10とし、3の次に次のように加える。

4	第十五条の二第二項の規定による准看護師再教育研修の受講の命令			
5	第十五条の二第五項の規定による准看護師の再教育研修修了登録証の交付			
6	第十六条の規定による准看護師の再教育研修修了登録証の書換交付（7に掲げるものを除く。）			
7	第十六条の規定による准看護師の再教育研修修了登録証の書換交付（県内に住所を有する者及び就業している者に限る。）			保健所長
8	第十六条の規定による准看護師の再教育研修修了登録証の再交付（9に掲げるものを除く。）			
9	第十六条の規定による准看護師の再教育研修修了登録証の再交付（県内に住所を有する者及び就業している者に限る。）			保健所長

別表第二の三の表医務課の項第六号2中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同号3中「准看護師免許書換え交付」を「准看護師免許の書換交付」に改める。
（山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部改正）

第二条 山梨県保健師助産師看護師法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第十一号様式」を「第十五号様式」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号中「第十号様式」を「第十四号様式」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号中「第九号様式」を「第十三号様式」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号中「第八号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「第七号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第六号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「准看護師免許証書換え交付申請書（第五号様式）」を「准看護師免許証書換え交付申請書（第九号様式）」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「第四号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第三号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号中「第二号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

一 法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修了登録申請書（第二号様式）

二 法第十五条の二第五項の規定による准看護師再教育研修了登録証（第三号様式）

三 法第十六条の規定による准看護師再教育研修了登録証再交付申請書（第四号様式）

四 法第十六条の規定による准看護師再教育研修了登録証再交付申請書（第五号様式）

五 法第十六条の規定による准看護師再教育研修了登録証再交付申請書（第五号様式）

第十一号様式中「（第2条第11号関係）」を「（第2条第15号関係）」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十号様式中「（第2条第10号関係）」を「（第2条第14号関係）」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第九号様式中「（第2条第9号関係）」を「（第2条第13号関係）」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第八号様式中「（第2条第8号関係）」を「（第2条第12号関係）」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第七号様式中「（第2条第7号関係）」を「（第2条第11号関係）」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第六号様式中「（第2条第6号関係）」を「（第2条第10号関係）」に改め、同様式を第十号様式とする。

第五号様式中「（第2条第5号関係）」を「（第2条第9号関係）」とし、「准看護師免許証書換え交付申請書」を「准看護師免許証書換え交付申請書」とし、「の書換え交付」を「の書換交付」に改め、同様式を第九号様式とする。

第四号様式中「（第2条第4号関係）」を「（第2条第8号関係）」に改め、同様式を第八号様式とする。

第三号様式中「（第2条第3号関係）」を「（第2条第7号関係）」に改め、同様式を第七号様式とする。

第二号様式中「（第2条第2号関係）」を「（第2条第6号関係）」に改め、同様式を第六号様式とし、第一号様式の次に次の四様式を加える。

第2号様式(第2条第2号関係)

准看護師再教育研修修了登録申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

- 1 氏名
- 2 准看護師籍登録年月日 年 月 日
- 3 准看護師籍登録番号 第 号
- 4 准看護師再教育研修の開始年月日 年 月 日
- 5 准看護師再教育研修の修了年月日 年 月 日
- 6 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。

本籍

住所

(ふりがな)

氏名

印

年 月 日生

准看護師再教育研修修了登録証

本籍地（都道府県名）

氏名

年 月 日生

年 月 日保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録した よつてこの証を交付する

准看護師籍登録年月日 年 月 日

准看護師籍登録番号 第 号

年 月 日

山梨県知事 印

第4号様式(第2条第4号関係)

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

(ふりがな)

氏名

印

年 月 日生

- 1 准看護師籍登録年月日 年 月 日
- 2 准看護師籍登録番号 第 号
- 3 准看護師再教育研修の修了登録年月日 年 月 日
- 4 変更を生じた事項

(ふりがな)

本籍

氏名

変更前

変更後

- 5 変更の事由

上記により准看護師再教育研修修了登録証の書換交付をされたく、准看護師再教育研修修了登録証を添えて申請します。

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

本籍

住所

(ふりがな)

氏名

印

年 月 日生

- 1 准看護師籍登録年月日 年 月 日
- 2 准看護師籍登録番号 第 号
- 3 准看護師再教育研修の修了登録年月日 年 月 日

上記の准看護師再教育研修修了登録証を(き損・亡失)したので、再交付を受けたく(准看護師再教育研修登録証・関係書類)を添えて再交付を申請します。

備考

- 1 ()内の該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 亡失による再交付申請の場合は、亡失に係るてん末書を添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の山梨県保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて交付され、又は提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて交付され、又は提出された書類とみなす。

山梨県規則第四十六号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

- 別表第四百十九号の次に次の四号を加える。
- 第四百十九号の一 准看護師再教育研修手数料
 - 第四百十九号の二 准看護師再教育研修手数料
 - 第四百十九号の三 准看護師再教育研修了登録申請手数料
 - 第四百十九号の四 准看護師再教育研修了登録証書換交付手数料
 - 第四百十九号の五 准看護師再教育研修了登録証再交付手数料
- 別表第四百五十号を次のように改める。
- 百五十 准看護師免許証書換交付手数料
- 別表第五百十三号及び第五百十四号を次のように改める。
- 百五十三 保健婦免状書換交付手数料
 - 百五十四 看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番